

問題	解	解説
第1問 問1	×	個別な法律相談は、弁護士法に抵触する可能性があります。
問2	○	セミナーの開催及び一般的な法律解釈は、弁護士法に抵触しません。
問3	×	公正証書遺言の証人は、未成年者及び遺言者の推定相続人、受遺者等の利害関係人以外の者であれば、証人になることができます。
問4	○	紛争性がある相続において、公正証書遺言の作成の助言を行うことは弁護士法に抵触する可能性があります。
問5	○	税務セミナーの開催は、有償無償を問わず税理士法に抵触しません。
問6	×	一般的な税制の解説は、有償無償を問わず税理士法に抵触しません。
問7	×	個別具体的な税額等の計算は、有償無償を問わず税理士法に抵触する可能性があります。
問8	×	相続登記の申請及びその相談に応じることは、有償無償を問わず司法書士法に抵触する可能性があります。
問9	○	相続人から委任を受けて、登記申請に必要な戸籍謄本、住民票の写し、固定資産評価証明書等を取得することができる。
問10	○	任意後見人となることができ、また任意後見契約を前提とし、将来被後見人となる方をサポートすることができる。
第2問 問11	×	失踪宣告により死亡とみなされる期間は、普通失踪で生死不明から7年間、特別失踪で危難が去った時から1年間である。
問12	○	子の代襲相続は、被相続人の孫、曾孫に無制限に引き継がれる。
問13	×	相続の限定承認は、相続人全員で家庭裁判所へ申述する必要があります。
問14	○	相続人は相続開始の時から、被相続人の一身に専属したものを除き、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継します。
問15	×	生活保護受給権は、被相続人の一身に専属した権利となるため、相続できません。
問16	×	遺留分は、相続開始後はもちろん、相続開始前にも放棄することができる。ただし、相続開始前の遺留分放棄には家庭裁判所の許可が必要である。
問17	○	遺産分割の効力は、相続開始時にさかのぼってその効力を生じます。
問18	×	相続放棄は、相続人単独で家庭裁判所へ申述する必要があります。
問19	×	15歳に達した者は、遺言書を作成することができます。
問20	○	遺言書の変更は、新たな遺言書の作成で可能です。
問21	×	兄弟姉妹に遺留分はありませんので、全財産を配偶者に遺贈する旨の遺言がある場合、兄弟姉妹は財産を取り戻すことはできません。
問22	○	事実婚の相手は、相続人ではありませんので、財産を渡したい場合には遺言書を作成しておく必要があります。
問23	×	法定後見制度における後見人の類型は、「後見」、「保佐」及び「補助」の3つです。
問24	×	任意後見人は、個人、法人問わず就任することができます。
第3問 問25	×	相続放棄しても生命保険金を受け取ることはできるが、非課税限度額の適用を受けることはできない。
問26	○	香典収入は相続税の課税対象にはなりません。(贈与税の課税対象にもなりません。)
問27	○	被相続人の死亡後3年以内に支給が確定した死亡退職金は相続税の課税対象となる一方、被相続人の死亡後3年経過後に支給が確定した死亡退職金は一時所得として所得税の課税対象となります。
問28	○	$3,000万円 + 600万円 \times 4人 = 5,400万円$
問29	○	「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地等の評価減の特例」等の規定の適用を受けたことにより納付すべき相続税額がゼロとなる場合においても、相続税の申告書を提出する必要があります。
問30	×	保証債務は、保証債務を履行した場合に、求償権の行使により補てんされるという性質を有するため、確実な債務とはいえないことから相続税の計算上、控除することはできません。ただし、主たる債務者が弁済不能の状態にあり、かつ、求償権を行使しても弁済を受けられる見込みがない場合には、その弁済不能部分の金額については、控除することができます。
問31	○	相続対策には、遺産分割対策、納税資金対策、節税対策、認知症対策がある。
問32	×	贈与税は相続税よりも累進度合が高いですが、相続税の負担率を上回らないで範囲での贈与であれば、相続税対策として有効です。
問33	○	非課税枠(500万円×法定相続人の数)を有効活用しましょう。
問34	×	贈与税の配偶者控除は、控除しきれない金額が生じた場合でも、その金額を翌年以降に繰越して控除することはできません。
問35	○	孫への贈与は、基礎控除額(110万円)を使える対象が増えるほか、相続税の課税を1回減らすことになるため有効です。
問36	×	相続時精算課税制度を利用して贈与した財産について、既に支払った贈与税額は相続税額から控除することができますので、二重課税にはなりません。
問37	×	相続人が相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産は、相続税の課税価格に加算されます。このとき、加算された財産について既に支払った贈与税額は相続税額から控除することができます。

問題	解	解説
問38	○	贈与は契約行為の一種ですから、贈与契約書の作成が必要となります。
問39	×	贈与の場合には評価額を下げてから行う方が、税金的な負担が軽減されて有利となります。
問40	×	未上場会社の株式の贈与にあたっては、株価を下げてから行う方が、税金的な負担が軽減されて有利となります。
第4問 問41	3	1.配偶者は常に相続人。 2.代襲相続により相続人となった孫は、子の地位を引き継ぐため、第一順位となります。
問42	2	2.遺産分割協議は、相続人全員の同意により成立するため、財産を取得しない相続人であっても遺産分割協議書に署名押印する必要があります。
問43	3	3.公正証書遺言以外すべての遺言については、家庭裁判所での遺言書の検認が必要であるが、令和2年7月10日より施行された、法務局で自筆証書遺言を保管する制度に係る遺言書については、遺言書の検認の規定は適用されない。
問44	1	1.やむを得ない事情により、遺言者が外出をできない場合には、公証人が病院等に出張することが可能です。
問45	3	3.兄弟姉妹に遺留分はありません。
問46	1	2.保証債務は控除することができない。 3.負担付贈与は贈与税の課税対象となります。
問47	1	2.お墓や仏壇などの相続税の非課税財産に係る未払金は、債務控除の対象となりません。 3.遺言執行費用は被相続人の債務ではないため、債務控除の対象となりません。
問48	1	1.家屋の評価額は「課税時期における固定資産税評価額」をベースに計算します。
問49	2	1.上場株式の評価は次の4つのうち最も低い価額で評価する。①課税時期の終値②課税時期の属する月の毎日の終値の平均額③課税時期の属する月の前月の毎日の終値の平均額④課税時期の属する月の前々月の毎日の終値の平均額 3.ゴルフ会員権は、課税時期の取引価格70%に相当する金額によって評価します。
問50	2	2.正しくは「受贈者一人あたり」です。
問51	3	1.正しくは「婚姻期間20年以上」です。 2.居住不動産又は居住不動産の購入資金。
問52	3	1.納付方法は、金銭による一括納付が原則。 2.延納期間は5年～20年。
問53	2	1.贈与者は贈与年の1月1日において60歳以上の親または祖父母。 3.父と母各々から2,500万円を受贈することができる。
第5問 問54	4	本問における法定相続人は、配偶者乙、子A、子B、子Cです。ただし、子Bはすでに死亡しているため、孫Dが子Bを代襲して相続人となります。法定相続分は、配偶者乙 $1/2$ 、子A、子C、孫Dは $1/3 \times 1/2 =$ 各 $1/6$ となります。
問55	2	本問における法定相続人は、配偶者乙、子B、子Cです。子Aは相続放棄をしているため、相続人にはならず、相続放棄は代襲原因でもないため、孫Dは相続人とはなりません。また、第一順位の子がいるため、父母や妹は相続人とはなりません。法定相続分は、配偶者乙 $1/2$ 、子B、子Cは $1/2 \times 1/2 =$ 各 $1/4$ となります。
問56	3	本問における法定相続人は、配偶者乙、子A、子Cです。子Bは相続放棄をしているため、相続人にはなりません。子Aはすでに死亡しているため、孫D及び孫Eが子Aを代襲して相続人となります。法定相続分は、配偶者乙 $1/2$ 、子Cは $1/2 \times 1/2 = 1/4$ 、孫D、孫Eは、 $1/2 \times 1/2 \times 1/2 =$ 各 $1/8$ となります。
問57	4	本問における法定相続人は配偶者、子A、子B、子C、子Dの合計5名です。 遺産に係る基礎控除額の計算において、相続放棄があった場合には、その放棄がなかったものとして法定相続人を判定することとされています。 さらに、普通養子がいる場合には、①実子がいる場合には普通養子1名まで、②実子がない場合には普通養子2名まで、法定相続人の数に算入できることとなっています。
問58	1	本問における法定相続人は、配偶者乙、子A、子Bです。その遺留分は、配偶者乙 $1/2 \times 1/2 = 1/4$ 、子A、子Bは $1/2 \times 1/2 \times 1/2 =$ 各 $1/8$ です。父母は、第一順位の相続人の子がいるため相続人ではありません。したがって、遺留分もありません。
第6問 問59	○	居住用宅地等の同居親族の適用要件は、①全部または一部取得②相続税申告期限まで保有継続③相続税申告期限まで居住継続
問60	○	特定事業用宅地等の被相続人の事業を引き継ぐ親族の適用要件は、①全部または一部取得②相続税申告期限まで保有継続③相続税申告期限まで事業継続